

第8回亙理町農業委員会総会会議録

1. 会議の日時 令和6年8月28日(水)午後1時30分から午後2時07分

2. 会議の場所 亙理町役場2階大会議室

3. 出席者

(1) 農業委員(13名)

1番	浅川文義	2番	星昌知	3番	安住政男
5番	穴戸茂	6番	齋精一	7番	渡邊喜徳
8番	小野忠良	9番	新田育男	11番	石垣祐子
12番	鈴木周吾	13番	遠藤圭一	14番	片平洋之
15番	伊藤富敏				

(2) 農地利用最適化推進委員(13名)

16番	渡辺幸一	17番	菊地英一	20番	丸子清
21番	高倉朝賀津	22番	末木清一	23番	鈴木誠一
24番	鈴木正彦	25番	太田匡美	26番	佐藤洋子
27番	結城美智子	28番	高橋敏	29番	佐藤弘子
30番	穴戸俊雄				

4. 欠席者

(1) 農業委員(2名)

4番 安住郁子 10番 加藤正純

(2) 農地利用最適化推進委員(1名)

19番 南條栄一

5. 議事日程

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 第1号議案 農地法第4条の規定による許可申請書審議について

日程第3 第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請書審議について

日程第4 第3号議案 農地転用事業計画変更承認申請書審議について

日程第5 第4号議案 非農地証明願について

日程第6 第5号議案 令和6年度第5号亙理町農用地利用集積計画(案)について

6. 事務局

事務局長 菊池広幸、班長 浅井由紀枝、主査 高橋大輔

定刻となり、会長あいさつ後、事務局より出席委員数による総会成立の報告に続き、会議規則第6条の規定により会長が議長となり、開会を宣告する。

議長 それではただいまより、第8回互理町農業委員会総会を開会いたします。

まず、経過報告について事務局よりお願いします。

事務局 はい、経過報告につきましては、お手元に配布した経過報告書に記載のとおりでございますので、説明は割愛させていただきます。

議長 はい、ありがとうございます。次回の総会までの日程については、9月19日に互理と逢隈で地区委員会、9月20日に荒浜と吉田で地区委員会をそれぞれ予定しており、総会は9月27日の予定でございます。なお、本日の欠席者については、4番、安住郁子委員、10番、加藤正純委員、19番、南條栄一推進委員より欠席の届け出がありましたのでご報告いたします。

それでは、議事に入ります。日程第1、会議録署名委員の指名ですが、互理町農業委員会総会会議規則第20条の規定により、会議録署名委員は議長が指名することになっておりますので、2番、星昌知委員、3番、安住政男委員を指名いたします。日程第2、第1号議案、農地法第4条の規定による許可申請書審議についてを議題とします。担当の地区委員会より説明をいただき、採決することといたします。それでは、逢隈地区委員会より説明をお願いします。

7番 (順位1番について議案書朗読及び補足説明)

議長 ありがとうございます。第1号議案の説明が終わりましたが、ご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

議長 なければ第1号議案、農地法第4条の規定による許可申請関係の案件について採決いたします。順位1番の採決を行います。順位1番について許可相当とする事にご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。第1号議案の順位1番については、許可相当とすることに決定します。

以上で第1号議案の審議を終了します。

日程第3、第2号議案、農地法第5条の規定による許可申請書の審議についてを議題とします。担当の地区委員会より説明を頂き、案件ごとに採決をすることといたします。それでは、亘理地区委員会より説明をお願いします。

12番 (順位1から順位3番について議案書朗読及び補足説明)

議長 ありがとうございます。第2号議案の説明が終わりましたが、ご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

議長 なければ第2号議案、農地法第5条の規定による許可申請関係の案件について採決をいたします。順位1番の採決を行います。順位1番について許可相当とする事にご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。第2号議案の順位1番については、許可相当とすることに決定します。次に順位2番の採決を行います。順位2番について許可相当とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。第2号議案の順位2番については、許可相当とすることに決定します。次に順位3番の採決を行います。順位3番について許可相当とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。第2号議案の順位3番については、許可相当とすることに決定します。

以上で第2号議案の審議を終了いたします。

日程第4、第3号議案、農地転用事業計画変更承認申請書審議についてを議題とします。担当の地区委員会より説明を頂き、採決をすることといたします。それでは吉田地区委員会より説明をお願いします。

3番 (順位1番について議案書朗読及び補足説明)

議長 ありがとうございます。第3号議案の説明が終わりましたが、ご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

議長 なければ第3号議案、農地転用事業計画変更承認申請書審議についてを採決いたします。順位1番の採決を行います。順位1番について許可相当とする事にご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。第 3 号議案の順位 1 番については、許可相当とすることに決定します。

以上で第 3 号議案の審議を終了します。

日程第 5、第 4 号議案、非農地証明願についてを議題とします。担当の各地区委員会より一括して説明を頂き、案件ごとに採決をすることといたします。それでは、はじめに、吉田地区委員会より説明をお願いします。

3 番 (順位 1 番について議案書朗読及び補足説明)

議 長 ありがとうございます。続きまして逢隈地区委員会より説明をお願いします。

7 番 (順位 2 番について議案書朗読及び補足説明)

議 長 ありがとうございます。第 4 号議案について説明が終わりましたが、ご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

議 長 なければ第 4 号議案、非農地証明願について、採決いたします。順位 1 番の採決を行います。順位 1 番について承認する事にご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。第 4 号議案の順位 1 番については、承認することに決定します。次に順位 2 番の採決を行います。順位 2 番について承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。第 4 号議案の順位 2 番については、承認することに決定します。

以上で第 4 号議案の審議を終了いたします。

日程第 6、第 5 号議案、令和 6 年度第 5 号亘理町農用地利用集積計画案についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案書朗読及び補足説明)

議 長 ありがとうございます。第 5 号議案の説明が終わりましたが、ご質問等はございませんか。

(発言なし)

議 長 なければ採決に移ります。第 5 号議案、令和 6 年度第 5 号亘理町農用地利用集積計画案については、原案のとおり承認することにご異議ご

ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。第5号議案、令和6年度第5号亘理町農用地利用集積計画案については、原案のとおり承認することに決定いたします。

以上で議案審議は全て終了いたします。

その他に入ります。委員の皆様から何かございませんか。

1 1 番 (みやぎアグリレディス21地区別懇談会の研修内容説明)

議 長 ありがとうございます。そのほかありませんか。

1 6 番 事務局にお願いが2件ほどあります。1つ目は、昨年も問題にしましたが、常磐線の線路の沿線、非常に草が繁茂しておりまして、この前も生産者の方から、その方大豆を作っているんですが、カメムシの発生が非常に懸念されるということで、町の方からJRの方に強力に草刈りの申し入れをお願いしたい。2つ目は、この前テレビで見たのですが、農用地の利用権設定、来年の4月から農業委員会から外れるような話を聞き、公社にダイレクトのような内容だったのですが、詳細な話として事務局として何かわかれば教えていただきたい。

事 務 局 はじめに1点目です。JRの線路際の草刈りについてですが、昨年度も同様にご要望いただきまして、町の方を通して実際にほかの要望と一緒にJRのほうへ除草の件も要望させていただいておりますので、今年度も町の方と一緒に除草の件についても要望したいと思います。それから2点目です。農地の貸し借りについて、まだ皆様にはお伝えしていませんでしたが、現在、皆様にも検討会にご出席いただいて、地域計画を作成しています。この地域計画が策定されたあと、第5号議案にもあります集積計画は現在相対での契約になっておりますが、この方法が廃止になります。地域計画は令和7年3月31日までに策定することとなっておりますので、先ほど菊地推進委員がおっしゃったとおり来年度からというのは概ね間違いではありません。廃止になった後どうなるのかと申しますと、農業委員会を離れるということではなく、中間管理事業一本になります。貸し借りであろうと売買であろうと間に必ず公社が入ります。メリットとしては、賃料等契約内容について安心できる。デメリットとしては、賃借料の1%の手数料が発生します。ただ、農地法3条の貸し借りや売買についてはそのままになりますので、これから手続きを行う場合は、農地法でやるか中間

管理事業でやるかになります。手続等について現段階では農業委員会や公社がどこまでやるのかまだ具体的には決まっておりませんので、決まり次第改めて皆様にお知らせしたいと思います。

議 長 そのほか、何かございませんか。

(発言なし)

議 長 なければ、事務局よりお願いします。

事 務 局 事務局から報告事項1件、事務連絡が2件ございます。

以下、事務局より農業経営改善計画認定農家について報告及び事務連絡後、会長が閉会を宣言し、14番、職務代理者片平洋之委員が閉会の挨拶をして終了する。

閉会午後2時07分